



佐賀県公報

平成19年
12月17日
(月曜日) 外
号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県知事等の給与の特例に関する条例 (五八・職員課) 三
- ◎佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (五九・") 四
- ◎佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 (六〇・") 三
- ◎佐賀県森林環境税条例 (六一・税務課) 三
- ◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (六二・教育委員会) 三
- ◎佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 (六三・") 七
- ◎佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (六四・障害福祉課) 七
- ◎佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (六五・まちづくり推進課) 四〇

公布された条例のあらまし

◎佐賀県知事等の給与の特例に関する条例(条例第五八号)

1 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の平成二〇年一月一日から平成二三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる給料月額から、当該額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とすることとした。(第一条関係)

(1) 知事 一〇〇分の一五

(2) 副知事 一〇〇分の一〇

(3) 常勤の監査委員及び教育長 一〇〇分の九

2 管理職員の特例期間における給料月額については、佐賀県職員給与条例等又は佐賀県公立学校職員給与条例等により定められた額から、当該額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とすることとした。(第二条関係)

(1) 管理職員のうち特定幹部職員 一〇〇分の六

(2) (1)以外の管理職員 一〇〇分の五

3 管理職員の特例期間における管理職手当の額については、佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例により定められた額から、当該額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を減じた額とすることとした。(第二条関係)

4 この条例は、平成二〇年一月一日から施行することとした。

◎佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(条例第五九号)

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

各給料表の給料月額について、初任給を中心に若年層に限定して改定することとした。(別表第一、別表第四関係)

(2) 諸手当の改定

ア 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を一人につき六、五〇〇円とすることとした。(第八条関係)

イ 農林漁業普及指導手当について、専門技術員の支給割合を一〇〇分の六に、普及員の支給割合を一〇〇分の八にそれぞれ引き下げることとした。(第一条の四関係)

ウ 特定幹部職員以外の職員の勤勉手当について、一二期期の支給割合を一〇〇分の七七・五に引き上げることとした。(条例第一条の規定による改正後の第一七条の四関係)

エ 特定幹部職員以外の職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を一

○〇分の七五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の七五に引き下げることにした。(条例第二条の規定による改正後の第一七条の四関係)

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 特定任期付職員の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇の一八〇に引き上げることとした。(第八条関係)

(2) 特定幹部職員である一般任期付職員の勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の九七・五に引き上げることとした。(条例第三条の規定による改正後の第八条の二関係)

(3) 特定幹部職員である一般任期付職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の九五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の九五に引き下げることにした。(条例第四条の規定による改正後の第八条の二関係)

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 第二号任期付研究員に適用する給料表の初号を改定することとした。(第五条関係)

(2) 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇の一八〇に引き上げることとした。(第六条関係)

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)並びに3の(1)は平成一九年四月一日から、1の(2)ウ、2の(1)及び(2)並びに3の(2)は同年一二月一日から適用することとし、1の(2)イ及びエ並びに2の(3)は平成二〇年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(条例第六〇号)

1 植物防疫業務手当について廃止することとした。(第二条及び第二三条関係)

2 結核患者家庭訪問手当ほか二手当について支給要件等を見直すこととした。

(第一〇条、第二五条及び第三二条関係)

3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県森林環境税条例(条例第六一号)

1 この条例は、水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、佐賀県税条例に定める県民税の均等割の税率の特例に必要事項を定めることとした。(第一条関係)

2 平成二〇年度から平成二四年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率の特例について定めることとした。(第二条関係)

3 平成二〇年四月一日から平成二五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法第五二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率の特例について定めることとした。(第三条関係)

4 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第六二号)

1 学校教育法の一部が改正されたことに伴い、佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例ほか八条例について、引用条項を改めること等とした。

2 この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第六三号)

1 給料表の改定

各給料表の給料月額について、初任給を中心に若年層に限定して改定することとした。(別表第一、別表第四関係)

2 諸手当の改定

- (1) 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を一人につき六、五〇〇円とすることとした。(第一〇条関係)
- (2) 特定幹部職員以外の職員の勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の七七・五に引き上げることとした。(条例第一条の規定による改正後の第二一条関係)
- (3) 特定幹部職員以外の職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の七五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の七五に引き下げることにした。(条例第二条の規定による改正後の第二一条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1及び2の(1)は平成一九年四月一日から、2の(2)は同年一二月一日から適用することとし、2の(3)は平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(条例第六四号)
 - 1 掛金月額を改定することとした。(別表第二関係)
 - 2 弔慰金及び脱退一時金の給付額を改定することとした。(第一六条及び第一六条の二関係)
 - 3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第六五号)
 - 1 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正(第一条関係)
 - 違反した広告物等の措置に係る事務を武雄市が処理することとした。
 - 2 佐賀県屋外広告物条例の一部改正(第二条関係)
 - 屋外広告物の設置等の許可、違反した広告物等の措置命令等に係る事務を武雄市長が処理することとした。
 - 3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 4 所要の経過措置を定めることとした。

○ 条 例

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十八号

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料の特例)

第一条 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の平成二十年一月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額を、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の給料月額(円)の欄に掲げる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- 一 知事 百分の十五
- 二 副知事 百分の十
- 三 常勤の監査委員及び教育長 百分の九

(管理職員の給与の特例)

第二条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(県職員給与条例第七条の二第一項又は学校職員給与条例第九条の二第一項の規定による管理職手当が支給される職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「管理職員」という。)

に限る。）の特例期間における給料月額は、県職員給与条例第三条第一項及び佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）附則第七条又は学校職員給与条例第五条第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、勤務一時間当たりの給与額（県職員給与条例第十二条又は学校職員給与条例第十三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。）及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 管理職員のうち、県職員給与条例第十七条第二項又は学校職員給与条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員 百分の六

二 前号に掲げる管理職員以外の管理職員 百分の五

2 管理職員の特例期間における管理職手当の額は、県職員給与条例第七条の二第二項又は学校職員給与条例第九条の二第二項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額については、この限りでない。

この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十九号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

（佐賀県職員給与条例の一部改正）

第一条 佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円）」を「六千五百円（「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第九条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第十一条の四第二項中「百分の八」を「百分の六」に、「百分の十二」を「百分の八」に改める。

第十七条の四第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に改める。

別表第一中

1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600
153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600
158,300	218,600	258,600

140,100	192,800	230,200	205,100	265,600	311,300	159,700	220,400	260,500																					
141,200	194,600	232,100	206,300	266,900	312,900	162,300	222,400	262,400																					
142,300	196,400	234,000	207,500	268,200	314,500	164,900	224,400	264,300																					
143,400	198,200	235,800	208,700	269,500	316,100	167,500	226,400	266,200																					
144,500	200,000	237,700	210,000	270,600	317,800	170,200	228,300	268,200																					
145,900	201,800	239,600	211,100	271,900	319,400	171,900	230,200	270,100																					
147,200	203,600	241,500	212,200	273,200	321,000	173,600	232,100	272,000																					
148,500	205,400	243,400	213,300	274,500	322,600	175,300	234,000	273,900																					
149,800	207,000	245,300	214,400	275,700	324,100	176,800	235,700	275,800																					
151,300	208,900	247,200	215,500	276,800	325,300	178,600	237,300	277,700																					
152,800	210,800	249,000	216,600	277,900	326,500	180,400	238,900	279,600																					
154,400	212,700	250,800	217,700	279,000	327,700	182,200	240,500	281,500																					
155,700	214,600	252,600	218,800	280,200	328,800	183,800	242,100	283,200																					
157,200	216,500	254,600	219,900	281,200	329,800	185,300	243,700	285,100																					
158,700	218,400	256,600	221,000	282,200	330,800	186,800	245,300	287,000																					
160,200	220,300	258,600	222,100	283,200	331,800	188,300	246,900	288,900																					
161,600	222,000	260,500	223,000	284,200	332,700	189,600	248,400	290,600																					
164,300	223,900	262,400	224,100	285,100	333,500	190,900	250,000	292,400																					
166,900	225,800	264,300	225,200	286,000	334,300	192,200	251,600	294,200																					
169,500	227,700	266,200	226,300	286,900	335,100	193,500	253,200	296,000																					
172,200	229,500	268,200	を			194,900	254,600	297,900																					
173,900	231,300	270,100	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>1 級</td><td>2 級</td><td>3 級</td></tr> <tr><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td></tr> <tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>135,600</td><td>185,800</td><td>222,900</td></tr> <tr><td>136,700</td><td>187,600</td><td>224,800</td></tr> <tr><td>137,900</td><td>189,400</td><td>226,700</td></tr> <tr><td>139,000</td><td>191,200</td><td>228,500</td></tr> </table>			1 級	2 級	3 級	給料月額	給料月額	給料月額	円	円	円	135,600	185,800	222,900	136,700	187,600	224,800	137,900	189,400	226,700	139,000	191,200	228,500	196,200	256,000	299,600
1 級	2 級	3 級																											
給料月額	給料月額	給料月額																											
円	円	円																											
135,600	185,800	222,900																											
136,700	187,600	224,800																											
137,900	189,400	226,700																											
139,000	191,200	228,500																											
175,600	233,100	272,000	197,500	257,400	301,300																								
177,300	234,900	273,900	198,800	258,800	303,000																								
178,800	236,500	275,800	200,000	260,100	304,700																								
180,600	238,000	277,700	201,300	261,500	306,400																								
182,400	239,500	279,600	202,600	262,900	308,100																								
184,200	241,000	281,500	203,900	264,300	309,800																								

別表第二中

1 級	2 級	3 級	4 級	219,600	280,200	328,800	185,800	242,500	283,200
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	220,600	281,200	329,800	187,300	244,000	285,100
円	円	円	円	221,600	282,200	330,800	188,800	245,500	287,000
156,200	171,500	197,900	238,100	222,600	283,200	331,800	190,300	247,100	288,900
157,900	173,300	199,900	239,900	223,400	284,200	332,700	191,600	248,400	290,600
159,600	175,100	201,900	241,700	224,400	285,100	333,500	192,900	250,000	292,400
161,300	176,900	203,900	243,500	225,400	286,000	334,300	194,200	251,600	294,200
162,800	178,700	205,900	245,400	226,500	286,900	335,100	195,500	253,200	296,000
164,600	181,000	207,900	247,300	に 改 め る。			196,900	254,600	297,900
166,400	183,300	209,900	249,200				198,200	256,000	299,600
168,200	185,600	211,900	251,100	199,500	257,400	301,300			
169,900	187,800	214,000	252,800	200,800	258,800	303,000			
171,600	190,300	215,800	254,700	202,000	260,100	304,700			
173,300	192,800	217,600	256,600	203,300	261,500	306,400			
175,000	195,300	219,400	258,500	204,600	262,900	308,100			
176,800	197,700	221,300	260,300	205,900	264,300	309,800			
178,900	199,500	223,200	262,000	207,100	265,600	311,300			
181,000	201,300	225,100	263,700	208,200	266,900	312,900			
183,100	203,100	227,000	265,400	209,300	268,200	314,500			
185,300	205,000	228,700	267,000	210,400	269,500	316,100			
187,700	206,900	230,500	269,000	211,600	270,600	317,800			
190,100	208,800	232,300	271,000	212,600	271,900	319,400			
192,500	210,700	234,100	273,000	213,600	273,200	321,000			
				214,600	274,500	322,600			
				215,600	275,700	324,100			
				216,600	276,800	325,300			
				217,600	277,900	326,500			
				218,600	279,000	327,700			

241,800	258,500	281,400	330,300	195,000	212,400	235,900	274,900
243,400	260,100	283,100	332,000	196,800	214,200	237,400	277,000
245,000	261,700	284,800	333,700	198,600	216,000	238,900	279,100
246,600	263,300	286,500	335,400	200,400	217,800	240,400	281,200
248,100	264,700	288,200	337,100	202,300	219,500	241,900	283,100
249,700	266,500	290,000	338,900	204,100	221,200	243,600	285,300
251,300	268,300	291,800	340,700	205,900	222,900	245,300	287,500
252,900	270,100	293,600	342,500	207,700	224,600	247,000	289,700
254,400	271,700	295,200	344,100	209,600	226,200	248,500	292,000
255,800	273,400	297,000	345,800	211,400	228,000	250,100	294,000
257,200	275,100	298,800	347,500	213,200	229,800	251,700	296,000
258,600	276,800	300,600	349,200	215,000	231,600	253,300	298,000
260,000	278,400	302,200	350,900	216,700	233,200	254,800	299,900
261,500	280,000	304,000	352,600	218,400	234,800	256,400	301,800
263,000	281,600	305,800	354,300	220,100	236,400	258,000	303,700
264,500	283,200	307,600	356,000	221,800	238,000	259,600	305,600

を

1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	223,400	239,500	261,100	307,600
円	円	円	円	225,200	241,100	262,700	309,500
158,100	173,600	200,200	240,100	227,000	242,700	264,300	311,400
159,800	175,400	202,200	241,900	228,800	244,300	265,900	313,300
161,500	177,200	204,200	243,700	230,400	245,900	267,400	315,200
163,200	179,000	206,200	245,500	231,900	247,500	269,200	317,100
164,700	180,900	208,200	247,400	233,400	249,100	271,000	319,000
166,600	183,200	210,200	249,300	234,900	250,700	272,800	320,900
168,400	185,500	212,200	251,200	236,400	252,200	274,500	322,800
170,300	187,800	214,200	253,100	237,800	253,800	276,200	324,700
				239,200	255,400	277,900	326,600
				240,600	257,000	279,600	328,500

別表第三中

に改める。

1 級 給料月額	2 級 給料月額
円	円
134,100	183,000
135,200	185,400
136,300	187,800
137,400	190,200
138,500	192,700
139,800	195,000
141,100	197,300
142,400	199,600
143,500	201,700
145,100	204,000
146,700	206,300
148,300	208,600
149,800	210,800
151,700	213,200
153,600	215,600
155,500	218,000
157,300	220,300
159,400	223,200
161,500	226,100
163,600	229,000

225,600	241,800	262,100	307,600	172,000	190,000	216,300	254,800
227,400	243,300	263,600	309,500	173,700	192,600	218,100	256,700
229,200	244,800	265,100	311,400	175,400	195,100	219,900	258,600
231,000	246,300	266,600	313,300	177,100	197,600	221,700	260,400
232,600	247,800	268,000	315,200	179,000	200,000	223,600	262,100
234,100	249,200	269,700	317,100	181,100	201,800	225,500	263,700
235,600	250,700	271,400	319,000	183,200	203,600	227,400	265,300
237,100	252,200	273,000	320,900	185,300	205,400	229,300	266,800
238,600	253,600	274,500	322,800	187,500	207,300	231,000	268,300
239,900	255,100	276,200	324,700	189,900	209,200	232,800	270,200
241,200	256,600	277,900	326,600	192,300	211,100	234,600	272,100
242,500	258,100	279,600	328,500	194,700	213,000	236,400	274,000
243,600	259,500	281,400	330,300	197,200	214,700	238,200	275,700
245,000	261,000	283,100	332,000	199,000	216,500	239,700	277,600
246,500	262,500	284,800	333,700	200,800	218,300	241,200	279,500
248,000	264,000	286,500	335,400	202,600	220,100	242,700	281,400
249,400	265,300	288,200	337,100	204,500	221,800	244,200	283,100
250,900	267,000	290,000	338,900	206,300	223,500	245,800	285,300
252,400	268,700	291,800	340,700	208,100	225,200	247,400	287,500
253,900	270,300	293,600	342,500	209,900	226,900	249,000	289,700
255,300	271,700	295,200	344,100	211,800	228,500	250,400	292,000
256,600	273,400	297,000	345,800	213,600	230,300	251,800	294,000
257,900	275,100	298,800	347,500	215,400	232,100	253,300	296,000
259,200	276,800	300,600	349,200	217,200	233,900	254,800	298,000
260,500	278,400	302,200	350,900	218,900	235,500	256,200	299,900
261,900	280,000	304,000	352,600	220,600	237,100	257,700	301,800
263,300	281,600	305,800	354,300	222,300	238,700	259,200	303,700
264,700	283,200	307,600	356,000	224,000	240,300	260,700	305,600